

報道発表

平成 25 年 3 月 5 日  
名 古 屋 税 関

## 知的財産侵害物品の差止件数は過去最高を記録

### 前年に比べ 3 割増加の 1,800 件超を差止め

～平成 24 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況～

名古屋税関は、平成 24 年の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

#### 1. 差止件数は、過去最高を記録、前年に比べ 3 割増加の 1,800 件超を差止め

- 輸入差止件数は 1,864 件であり、前年（平成 23 年）に比べて 29.6% の増加となり、過去最高の件数を記録しました。また、平成 20 年以降、5 年連続で 1,200 件を超過しました。
- 輸入差止点数は 46,094 点であり、前年に比べて 47.7% の減少となりました。

#### 2. 中国来貨物への一極化

- 中国来の輸入差止件数は 1,613 件であり、仕出国別の構成比では前年の 78.7% から 86.5% に増加しました。過去 10 年間で差止件数の構成比が平成 14 年の 11.3% から大幅に増加しており、中国来への一極化が進んでいます。

#### 3. 携帯電話及び付属品の差止めが増加

- 携帯電話及び付属品（商標権、著作権）の差止めが増加しており、ヒット商品に便乗した商品の差止めが増加する傾向が続いています。

【お問合せ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

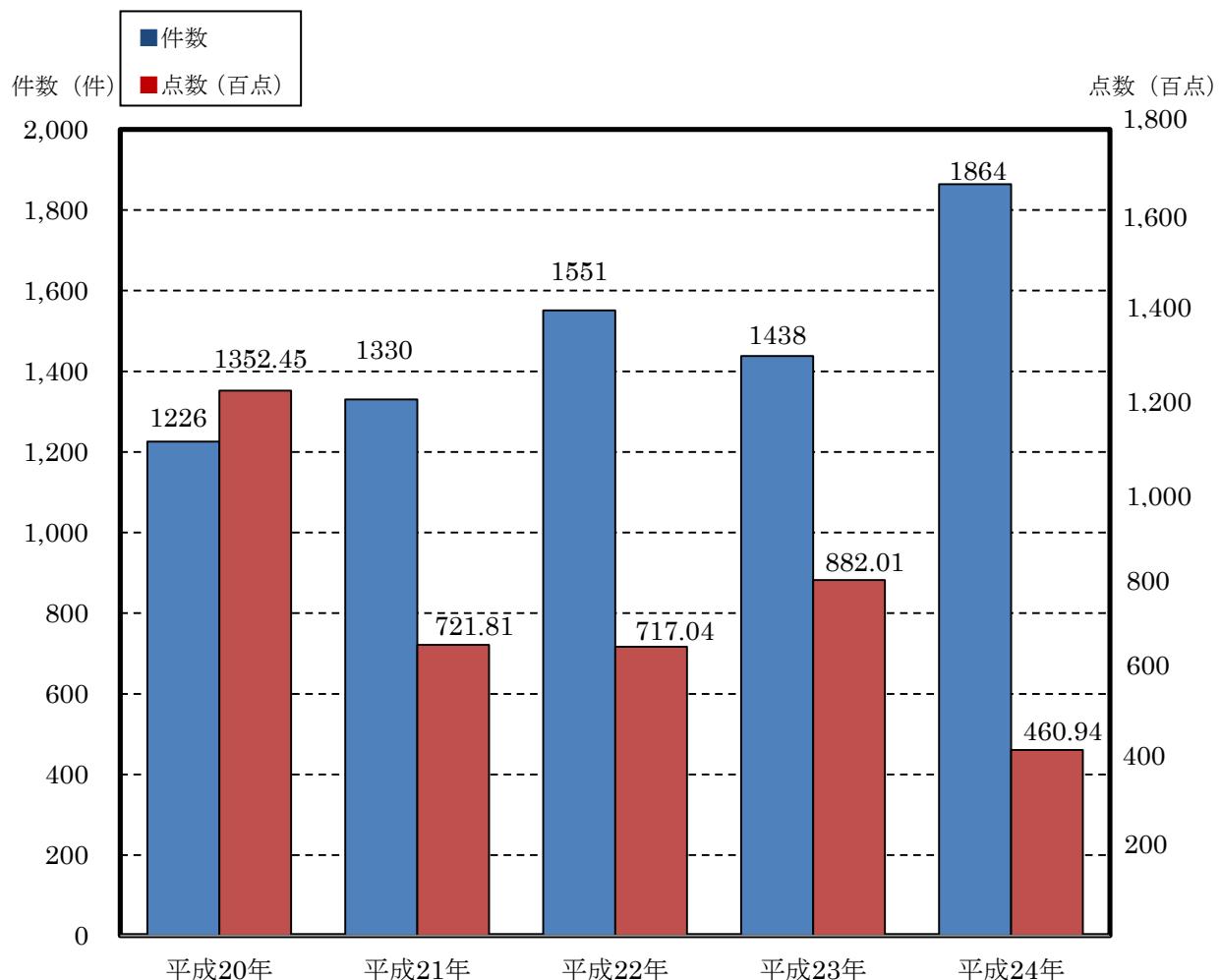
TEL : 052-654-4008

## 平成 24 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- 平成 24 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、1,864 件で前年と比較して 29.6% 増加し、過去最高の件数を記録しました。  
また、平成 20 年以降、5 年連続で 1,200 件を超過しました。
- 輸入差止点数は、46,094 点で、前年と比べ 47.7% 減少（42,107 点の減少）しました。
- 1 日平均で、約 130 点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになります。
- 点数の減少は、国内で人気のあった「靴類」に係る商標権侵害物品及び通称デコパーツと呼ばれる装飾品（商標権・著作権侵害物品）が減少したことが大きな要因です。
- 知的財産侵害物品の輸出差止件数はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成 20 年～平成 24）

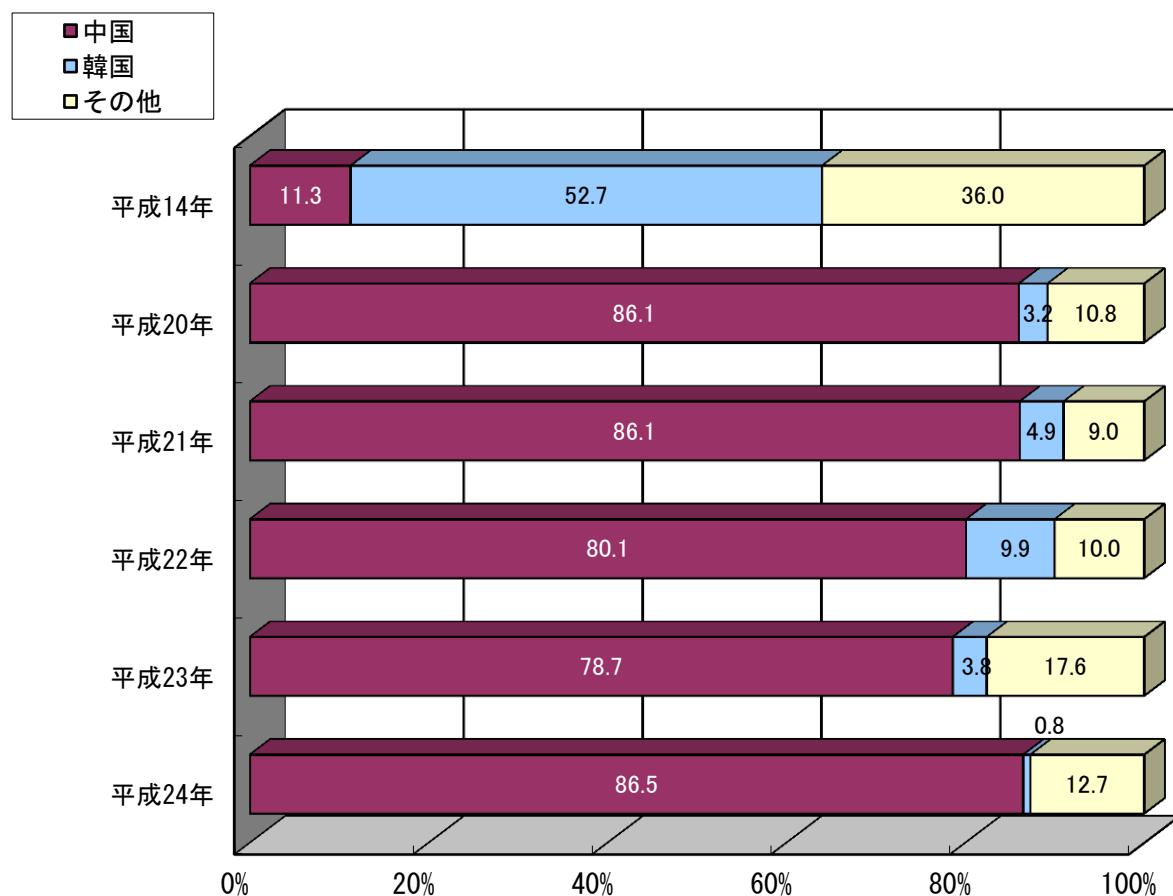


## ○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国来が1,613件（構成比86.5%、前年比42.6%増）で引き続き増加傾向にあります。次いでフィリピン来が114件（同6.1%、18.6%減）、香港来が92件（同4.9%、33.3%増）でした。過去、差止件数の多かった韓国来は、15件（同0.8%、72.2%減）で、10年前の平成14年に比べ、構成比が52.7%から0.8%へと減少しています。
- 輸入差止点数は、中国来が38,066点（構成比82.6%、前年比44.8%減）と減少し、次いで香港来が3,490点（同7.6%、98.4%増）、モンゴル来が1,782点（同3.9%、446倍）でした。
- 件数・点数ともに香港来の構成比が増加したものの、引き続き中国来の一極化が続いています。

仕出国別（中国・韓国・その他）輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比(%)

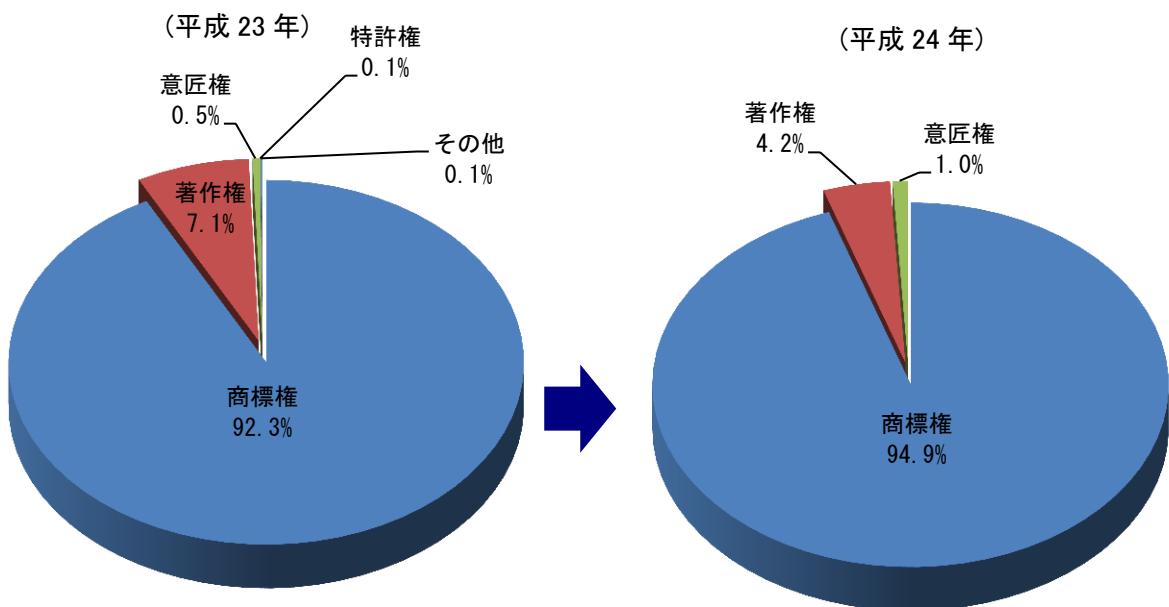


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

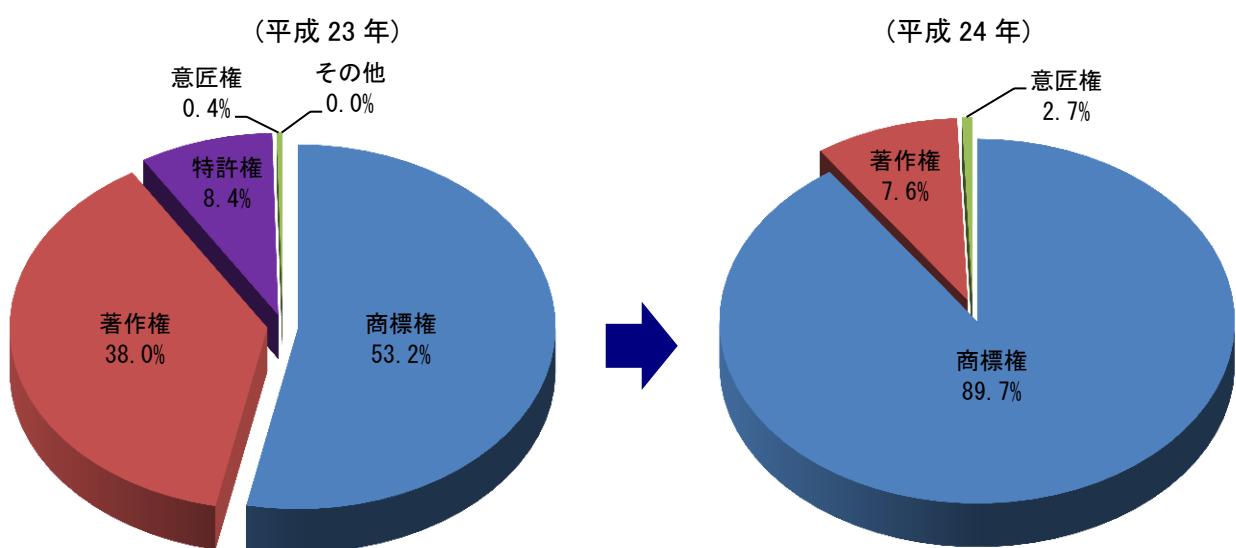
## ○知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、例年同様、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 1,789 件（構成比 94.9%、前年比 33.4%増）で全体の大半を占め、次いでキャラクターグッズ等の著作権侵害物品が 79 件（同 4.2%、23.3%減）となりました。
- 輸入差止点数についても、例年同様、商標権侵害物品が 41,343 点（構成比 89.7%、前年比 11.9%減）と大半を占めており、次いで著作権侵害物品が 3,508 点（同 7.6%、89.5%減）となりました。
- 前年実績のあった特許権侵害物品、不正競争防止法違反物品の差止めはありませんでした。

知的財産差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産差止実績構成比の推移（点数ベース）



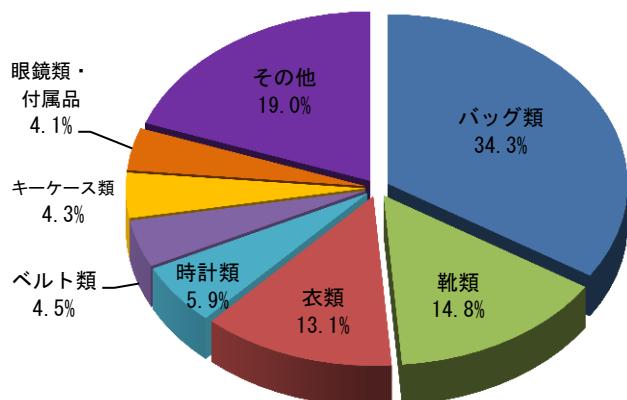
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

## ○品目別輸入差止実績

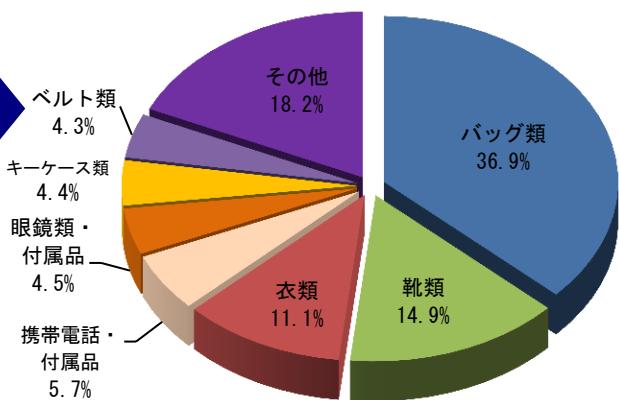
- 輸入差止件数は、ハンドバッグや財布などのバッグ類が 897 件（構成比 36.9%、前年比 31.9%増）、次いで靴類が 362 件（構成比 14.9%、同 23.5%増）、衣類が 271 件（同 11.1%、同 4.2%増）でした。
- 輸入差止点数は、充電ケーブルなどのコンピュータ製品が 12,782 点（構成比 27.7%、前年比 15 倍）、次いで携帯電話及び付属品が 5,107 点（構成比 11.1%、同 155.1%増）、バッグ類が 4,301 点（同 9.3%、同 54.7%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目には、携帯電話及び付属品（件数前年比 133.9%増、点数前年比 155.1%増）、電気製品（同 369.2%増、同 136.4%増）等がありました。

品目別差止実績構成比の推移(件数ベース)

(平成 23 年)

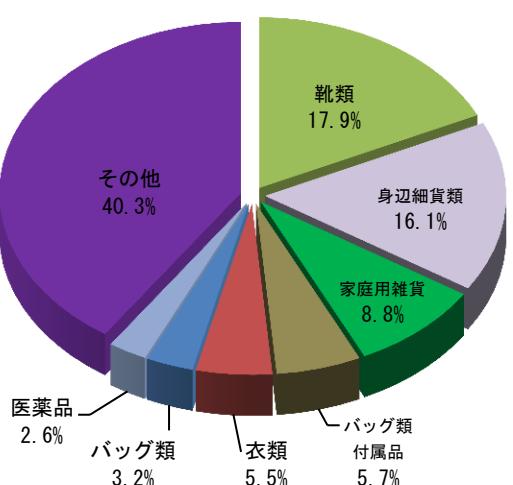


(平成 24 年)

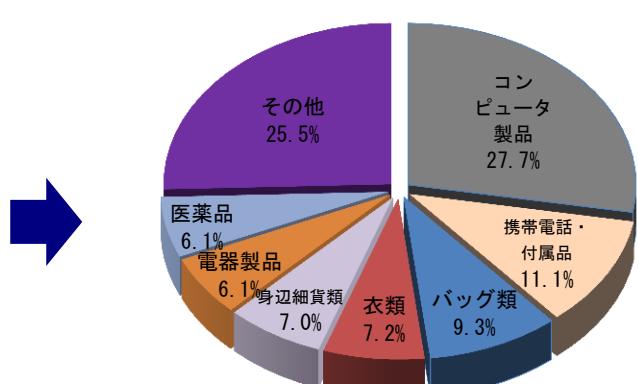


品目別差止実績構成比の推移(点数ベース)

(平成 23 年)



(平成 24 年)



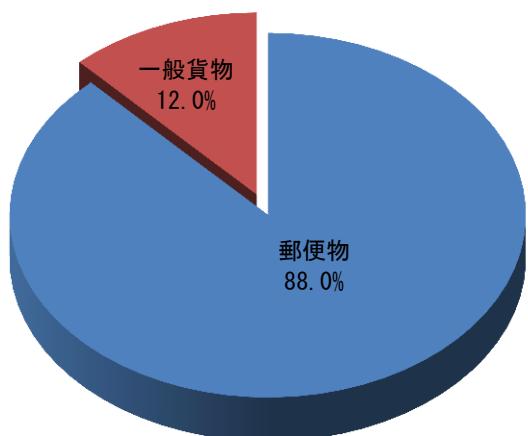
(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

## ○輸送形態別輸入差止実績

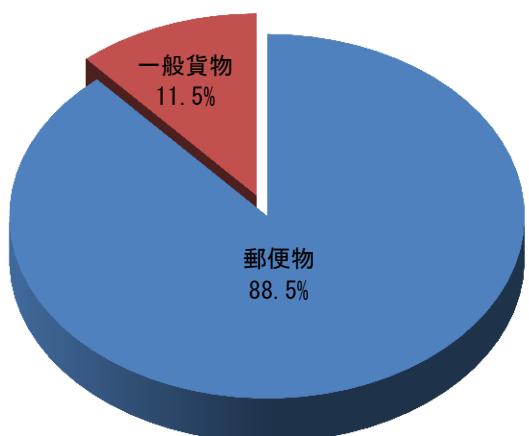
- 輸入差止件数は、例年同様、郵便物が大半を占めており、郵便物が 1,650 件（構成比 88.5%）、一般貨物が 214 件（同 11.5%）でした。前年に比べて、郵便物が 30.4%増加、一般貨物は 23.7%増加しました。
- 輸入差止点数は、郵便物が 22,539 点（構成比 48.9%）、一般貨物が 23,555 点（同 51.1%）となり、前年に比べて、郵便物が 44.7%減少、一般貨物が 50.4%減少しました。

輸送形態別差止実績の推移（件数ベース）

(平成 23 年)

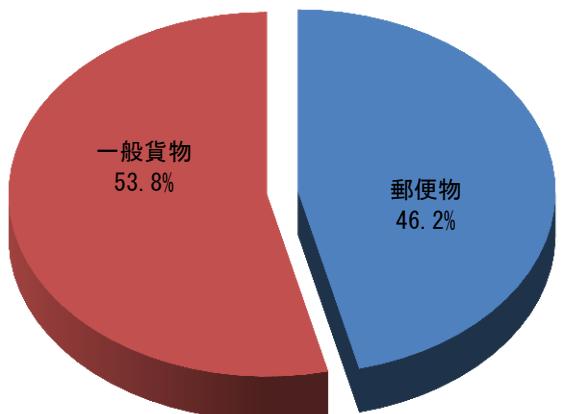


(平成 24 年)

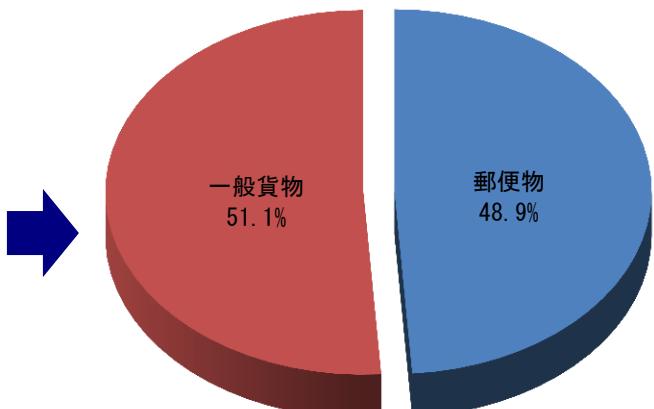


輸送形態別差止実績の推移（点数ベース）

(平成 23 年)



(平成 24 年)



## 平成 24 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

### 1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	前年比	構成比
中国	1,055	1,145	1,242	1,131	1,613	142.6%	86.5%
フィリピン	40	60	79	140	114	81.4%	6.1%
香港	58	23	34	69	92	133.3%	4.9%
韓国	39	65	154	54	15	27.8%	0.8%
マレーシア	0	1	2	3	11	366.7%	0.6%
インドネシア	1	3	0	0	5	全増	0.3%
タイ	15	20	27	14	5	35.7%	0.3%
シンガポール	3	0	1	15	2	13.3%	0.1%
米国	6	3	3	4	2	50.0%	0.1%
モンゴル	0	0	0	1	1	100.0%	0.1%
上記以外の国	9	10	9	7	4	57.1%	0.2%
合計	1,226	1,330	1,551	1,438	1,864	129.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

## 2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	前年比	構成比
中国	119,374	65,604	57,380	68,965	38,066	55.2%	82.6%
香港	14,061	3,008	4,660	1,759	3,490	198.4%	7.6%
モンゴル	0	0	0	4	1,782	446 倍	3.9%
フィリピン	230	881	845	1,386	1,500	108.2%	3.3%
韓国	639	1,318	3,674	6,710	962	14.3%	2.1%
イタリア	11	3	0	0	99	全増	0.2%
インドネシア	7	64	0	0	56	全増	0.1%
タイ	390	589	838	232	51	22.0%	0.1%
シンガポール	52	0	1	386	44	11.4%	0.1%
米国	181	183	17	19	16	84.2%	0.0%
上記以外の国	300	531	4,289	8,740	28	0.3%	0.1%
合計	135,245	72,181	71,704	88,201	46,094	52.3%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数  
下段: 点数

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	前年比	構成比	
特許権	3	3	0	1	0	全減	—		
	561	16,484	0	7,416	0	全減	—		
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—		
	0	0	0	0	0	—	—		
意匠権	10	8	13	7	18	257.1%	1.0%		
	22,226	8,150	10,622	334	1,243	372.2%	2.7%		
商標権	1,208	1,293	1,527	1,341	1,789	133.4%	94.9%		
	102,181	41,706	43,673	46,950	41,343	88.1%	89.7%		
著作権	11	31	21	103	79	76.7%	4.2%		
	10,276	5,841	17,409	33,500	3,508	10.5%	7.6%		
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—		
	0	0	0	0	0	—	—		
育成者権	0	0	0	0	0	—	—		
	0	0	0	0	0	—	—		
不正競争防止法違反物品	周知表示 混同惹起品	1	0	0	1	0	全減	—	
		1	0	0	1	0	全減	—	
	著名表示 冒用品	0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
	形態 模倣品	0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
	技術的制限 手段回避装置	—	—	—	0	0	—	—	
		—	—	—	0	0	—	—	
合計		1,226	1,330	1,551	1,438	1,864	129.6%	100.0%	
		135,245	72,181	71,704	88,201	46,094	52.3%	100.0%	

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注3) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを開始しています。

#### 4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	前年比	構成比
バッグ類	758	857	906	680	897	131.9%	36.9%
靴類	96	126	208	293	362	123.5%	14.9%
衣類	116	136	241	260	271	104.2%	11.1%
携帯電話及び付属品	17	40	57	59	138	233.9%	5.7%
眼鏡類及び付属品	25	44	83	81	110	135.8%	4.5%
キークース類	128	161	139	86	107	124.4%	4.4%
ベルト類	61	82	66	90	105	116.7%	4.3%
時計類	174	165	123	117	78	66.7%	3.2%
身辺細貨類	10	23	51	72	75	104.2%	3.1%
医薬品	75	63	34	28	64	228.6%	2.6%
電気製品	0	3	40	13	61	469.2%	2.5%
コンピュータ製品	6	9	36	68	29	42.6%	1.2%
帽子類	24	28	10	22	23	104.5%	0.9%
CD、レコード類	4	28	1	8	20	250.0%	0.8%
自動車及び付属品	1	4	16	12	9	75.0%	0.4%
上記以外の品目	91	66	121	96	84	87.5%	3.5%
合計	1,226	1,330	1,551	1,438	1,864	129.6%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

## 5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	前年比	構成比
コンピュータ製品	913	1,368	2,047	882	12,782	15 倍	27.7%
携帯電話及び付属品	166	368	2,846	2,002	5,107	255.1%	11.1%
バッグ類	5,174	4,138	4,009	2,781	4,301	154.7%	9.3%
衣類	3,231	2,406	3,215	4,842	3,312	68.4%	7.2%
身辺細貨類	260	502	11,542	14,157	3,222	22.8%	7.0%
電気製品	0	1,337	2,014	1,188	2,808	236.4%	6.1%
医薬品	4,322	4,725	5,348	2,288	2,807	122.7%	6.1%
衣類付属品	46,658	4,807	1,653	77	2,544	33 倍	5.5%
靴類	3,703	5,260	9,302	15,793	2,032	12.9%	4.4%
眼鏡類及び付属品	230	237	367	407	1,237	303.9%	2.7%
バッグ類付属品	3,577	1,483	333	5,000	999	20.0%	2.2%
CD、レコード類	4,022	6,887	2	118	925	783.9%	2.0%
自動車及び付属品	26	250	437	319	591	185.3%	1.3%
帽子類	529	1,817	467	541	394	72.8%	0.9%
キークース類	3,208	402	629	220	386	175.5%	0.8%
上記以外の品目	59,226	36,194	27,493	37,586	2,647	7.0%	5.7%
合計	135,245	72,181	71,704	88,201	46,094	52.3%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	前年比	構成比
郵便物	1,148	1,263	1,432	1,265	1,650	130.4%	88.5%
	58,733	36,328	31,186	40,733	22,539	55.3%	48.9%
一般貨物	78	67	119	173	214	123.7%	11.5%
	76,512	35,853	40,518	47,468	23,555	49.6%	51.1%
合計	1,226	1,330	1,551	1,438	1,864	129.6%	100.0%
	135,245	72,181	71,704	88,201	46,094	52.3%	100.0%

(注) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

## 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安心・安全を脅かすおそれもあります。更には、販売収益が犯罪組織の資金源になっているとも言われています。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

### 税関で差し止めている知的財産侵害物品とは

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）です。



## ○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

## ○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

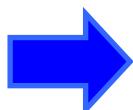
- ① 麻薬等の不正薬物

- ② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路歯配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

## ○ 関税法第 109 条第 2 項、108 条の 4 第 2 項

知的財産権侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

**10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金**

に処し、又はこれを併科する。